

岩手県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）保安林の所在場所 気仙郡住田町上有住字土倉230・298の85（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、298の68、298の69

（2）指定の目的 水源の涵養^{かん}

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

字土倉230・298の68・298の69・298の85（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2（1）保安林の所在場所 気仙郡住田町上有住字土倉298の96、298の97、298の100、298の141、298の152、298の678

（2）指定の目的 水源の涵養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

字土倉298の152（次の図に示す部分に限る。）、298の96、298の678

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び住田町役場に備えて
おいて縦覧に供する。